

令和4年10月5日

川西市議会議長

久保義孝様

特別会計決算審査特別委員長

江見輝男

## 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 特別会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和4年9月26日)

## 1. 認定第5号 令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計決算認定について

## 令和3年度決算の概要

歳入決算額	153億6562万2891円
歳出決算額	152億7516万7690円
歳入歳出差引残額	9045万5201円
実質収支額	9045万5201円

(基金積立額と翌年度精算額等を考慮した場合)

5276万3877円)

## 質疑の概要

## (1) 歳入

問 国民健康保険税の現年課税分について、成果報告書によると、収納額が28億9887万7000円、収納率が前年度と比較して1ポイント上昇し94.8%となっている点を捉え、令和3年度においては、従前、9期としていた保険税の納期を10期へ増やしていることから、納付回数を増やしたことによる被保険者への影響や効果等について伺いたい。

答 口座振替による収納率については、令和2年度には96.5%であったところ、3年度には97.3%と0.8ポイント上昇している。その要因としては、保険税の納期を増加したことにより、1回当たりの支払額が約1割程度安価となるため、保険税を納めやすくなったと感じる方が多数いたものと認識している。

問 成果報告書によると、令和3年度における現年課税分の収納率は、前年度より1.0ポイント上昇しているものの、参考として掲載している2年度の現年収納率は、県内29市中28位と記されていることから、これらの要因について市の考えを伺いたい。

答 本市においては、令和2年度における阪神7市での現年収納率は最下位となっているが、現年調定額に対する現年・滞年収納額合計の割合は101.15%となっており、他市と比較しても悪い状況ではないものと考えている。また、当該割合については、100%を超えていれば滞納繰越額が減少していく状況であることから、収納管理については一定の成果を上げているものと認識している。

答 現年課税分の収納率は、保険者努力支援制度等に成果が反映されるため、滞納繰越分と現年課税分のどちらを重視するかについては各自治体により判断が分かれている。本市に

においては、公平性の観点から、保険税は滞納繰越分の収納を重視しつつ全体の収納額を確保するといった考えで徴収にあたっている。

問 請求資料によると、1世帯当たり税額別の滞納状況について、課税額5万円以上10万円未満及び40万円以上59万円未満の階層で納付率が他の階層に比べて低い傾向にあることをどのように分析しているのか伺いたい。

答 課税額5万円以上10万円未満の階層には、保険税の軽減制度で5割軽減、2割軽減が適用されるかどうかの境界の世帯が属していることから、どうしても納付率が低くなる傾向にある。一方、40万円以上59万円未満の階層については、3年度で93.77%と他の階層よりも若干低くなっているが、顕著に低いとまでは言えないと考えている。

問 4億7493万701円が収入されている県支出金の特別交付金に関し、成果報告書によると、令和3年度の実質単年度収支額が5167万7000円となっており、前年度より1億4888万円増加している要因の一つとして、令和3年度から国民健康保険事業費納付金の算定方法が一部変更されたことに伴い、同交付金が増額となったものであるとの説明があったが、その詳細について伺いたい。

答 3年度においては、将来的な保険料水準の統一を目指し、国民健康保険事業費納付金の算定方法が一部変更されており、これまで納付金に算定されていなかった保険税の収納率が反映されることとなり、本市においては他市町と比較すると収納率が低い状況であるため、納付金が安く計算されることとなった。また、これまで納付金の算定に加味されていた医療費水準が反映されないこととなり、他市町と比較すると医療費水準が低い状況の本市に対しては、納付金が高く計算されることになったため、差し引きすると約1億円程度特別交付金が増加したという状況である。

問 一般会計繰入金において、平成29年度普通調整交付金申請誤りに係る補填措置として、職員の一時金支給率一部凍結などによる人件費抑制で確保した4110万7000円を国保特会へ繰り入れている点に関して、成果報告書には、今後も人件費抑制により財源を確保し、5年度末までに全額補填するとされているが、その具体的な手法等について伺いたい。また、今後、同様の事案が発生した場合における市の対応等についても、あわせて伺いたい。

答 補填措置としては、全職員を対象に、令和元年12月に人事院勧告で引き上げになった一時金0.05カ月分を凍結した。その後、管理職を対象に、令和2年から4年までの6月及び12月の計6回分の一時金について0.025カ月分を凍結し、また、市長の一時金100万円を2回分、副市長の一時金25万円を2回分、さらに、一時金の減額による

共済金の負担金の減額により、令和4年、5年の2年間で全額を補填できる見通しである。

また、今回の判断については、国民健康保険加入者及び市民に負担をかけないという判断に基づいて決断したものであり、この件を契機として内部統制の仕組みの構築を進めているところである。今後においては、ミスが発生した際に全てを人件費で負担するという考えではなく、内部統制に取り組む中で対応していきたいと考えている。

## (2) 歳出

問 令和3年度における保険給付費は、全体で103億3608万6000円となっており、令和2年度と比較して4.7%増加している。これらの主な要因は、令和2年度における新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが一定解消したことによるものと説明があったが、受診控えによる影響で病気が重症化している等の状況について、市は把握しているのか伺いたい。

答 本市として受診控えによる病気の重症化等の状況についての情報は把握していないが、医師会の会議等の情報によると、少し病状が悪化してから来院される患者もいると聞いているところである。

問 特定健康診査・特定保健指導事業において、成果報告書によると、令和3年度における特定健診の受診率は34.7%であり、前年度より2.1ポイント上昇しているものの、依然として50%を下回る結果となっていることから、令和3年度における受診率の向上に向けた取り組み等について伺いたい。

答 令和3年度の取り組みとしては、出張特定健診について、2年度までは乳がん検診のみを同時実施の対象としていたところであるが、3年度においては複数のがん検診の受診を可能としたことや、特定健診未受診者への電話勧奨について、新たに平日の夜間や土曜日にも実施したことにより受診者が増加したものと考えている。

また、4年度以降の取り組みとしては、若年層の受診率の向上を図ることを目的に、30歳代の被保険者を対象に健康チェックキットを送付し、健康への関心を高めることで40歳に到達した際に特定健診を受診いただくような意識づけを促したいと考えている。

問 保健事業において、成果報告書によると、特定健診未受診者への電話及びはがきの送付による郵送料等として219万円が支出されており、特定健診未受診者に対して電話及びはがきでの勧奨を実施されているところであるが、それぞれの効果についてどのように分析しているのか伺いたい。

答 令和3年度におけるはがきで勧奨した方の受診率は18.1%、電話で勧奨した方の受診率は21.8%となっていることから、電話勧奨のほうが効果は高いものと考えている。

電話勧奨については、平日の夜間及び土曜日に勧奨するなど、3年度から新たに取り組んだ影響により受診率が上昇したものと認識している。

問 保健事業の医療費適正化事業において、ジェネリック医薬品差額の通知などによる普及啓発に係る郵送料等として192万8000円を支出されている点について、成果報告書によると、令和3年度の本市におけるジェネリック医薬品利用率は前年度と比較すると0.8ポイント上昇し、73.7%となっている。一般的にはジェネリック医薬品の利用率が高まることで保険給付費が抑制され財政的に有利に働くと考えられることから、本市におけるジェネリック医薬品利用率の状況について、市の認識を伺いたい。

答 県の状況では、被保険者数が少ない自治体や播磨地域及び県西部でジェネリック医薬品利用率が高い傾向にあり、本市は、被保険者数が同程度の自治体と比較すると真ん中より下に位置していると認識している。今後も引き続き、ジェネリック医薬品を希望するためのカードケース及びシールの配布や、差額通知の発送などに取り組んでいきたい。

問 保健事業の医療費適正化事業において、医療費適正化リーフレットの全戸配布として67万円を支出されているが、リーフレットを全戸に配布したことによる効果等について伺いたい。

答 例年、2月広報誌と同時にリーフレットを全戸配布しており、被保険者に対する具体的な効果については手だてがないため分析できていないところであるが、市としては、当該リーフレットにマイナンバーカードの利用促進等の情報を記載することにより、保険者努力支援制度において得点を上積みできる等の効果があるものと考えている。

#### 特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

## 2. 認定第6号 令和3年度川西市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

### 令和3年度決算の概要

歳入決算額	35億3153万4053円
歳出決算額	34億3238万4032円
歳入歳出差引残額	9915万 21円
実質収支額	9915万 21円

### 質疑の概要

#### (1) 歳入

問 後期高齢者医療保険料で2224万863円の収入未済が発生している点に関して、普

通徴収の被保険者の中には不動産を所有しているものの低収入である滞納者も存在すると認識していることから、そのような滞納者に対する差し押さえの状況について伺いたい。

答 後期高齢者に対しては、差し押さえることができる財産が不動産だけである場合を除き、不動産の差し押さえは控えており、年金や預金を中心に調査し、財産があれば差し押さえるという方針で対応している。

問 成果報告書によると、被保険者数が前年度に比べ321人増の2万7584人となっている点について、令和元年度までは年1000人ペースで増加していたが、2年度から増加ペースが鈍化していることから、今後の被保険者数の推移について見通しを伺いたい。

答 令和2年度及び3年度については、団塊の世代以前の比較的人口が少ない世代が75歳に到達したことに伴い新たな被保険者となっていることから微増となっている。

今後、令和7年までの間は団塊の世代が75歳以上の高齢者となることから、死亡者及び転出者数の推移にもよるが、被保険者数は増加する傾向にあると見込んでいます。

## (2) 歳出

問 成果報告書によると、1人当たりの給付費が令和2年度に比べると2.05%増加しているものの、コロナ禍前の水準には回復していない点を捉え、被保険者の中には医療機関の受診を抑制している被保険者がいると認識しており、その受診抑制が介護保険に影響することもあると考えるが、市の認識を伺いたい。

答 高齢者の受診抑制が介護保険制度に与える影響等については、市では把握していないが、後期高齢者医療制度は、公費、75歳未満の健康保険加入者による負担、そして被保険者自身の保険料で運営され、そのバランスについては、今後とも制度全体として議論を重ねられていくものと認識しており、市としては公費負担の拡充について、国・県に要望し続けていく考えである。

### 特記事項

請求資料あり（1. 対象人数について（75歳以上と障害者割合別に） ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

### 3. 認定第7号 令和3年度川西市介護保険事業特別会計決算認定について

#### 令和3年度決算の概要

歳入決算額	146億9389万7989円
歳出決算額	143億7904万2693円
歳入歳出差引残額	3億1485万5296円
実質収支額	3億1485万5296円
	(翌年度精算額を加味した実質収支額 2億 915万4679円)

#### 質疑の概要

##### (1) 歳入

問 介護保険料の現年度分として、30億454万9086円が収入されている点に関して、令和3年度は保険料の改定があり、収入済額が前年度より2億8465万3661円増額となっていることから、被保険者への影響額を伺いたい。また、介護保険給付費準備基金の残高が毎年10億円程度となっていることを考慮すると、保険料の改定ではなく基金を活用すべきであったと考えるが、市の考えを伺いたい。

答 今回の保険料改定においては、基準額を510円引き上げており、これに第1号被保険者数4万9254人を乗じた2511万9540円が影響額となると試算しているほか、被保険者数の増加が保険料収入の増加につながったものと考えている。

また、保険料の改定については、第8期介護保険事業計画の策定に当たって、3年間にわたる計画期間中の給付費総額をもとに必要な保険料を算定しており、その中で介護保険給付費準備基金残高の2分の1程度を取り崩し、保険料の上昇を抑制しているところである。今後、85歳以上の高齢者が急激に増加すると見込まれることから、基金も一定確保しておく必要があると考えている。

問 請求資料によると、令和3年度決算時の滞納者が584人となっている点について、滞納となったことによる給付制限の状況等、その詳細を伺いたい。

答 令和3年度では、滞納により償還払いに変更となった被保険者はなかったが、給付制限の対象となる被保険者が14名で、そのうち7名は何らかの介護サービスを利用している状況である。

問 国庫支出金において保険者機能強化推進交付金で2582万円、介護保険保険者努力支援交付金で2186万5000円が収入されている点について、評価や収入額の前年度との比較など詳細を伺いたい。

答 令和2年度に、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設されている。2年度と3年

度を比較すると、保険者機能強化推進交付金は883点が897点の得点で、ほぼ同額の収入額となっているが、介護保険保険者努力支援交付金は393点から388点に得点さがり、これに伴って104万1000円の減収となったところである。

(2) 歳出

問 制度改正の影響で、令和3年度の保険給付費は、対前年度5.7%増の128億7169万9000円となっている点について、制度改正の具体的な内容や、その影響等について伺いたい。

答 今回の制度改正では、高額介護サービス費の負担の上限額が4万4000円から最大で14万1000円に引き上げられ、件数が1050件減の2万7628件、給付費が1703万4190円減の3億7829万827円となっている。また、特定入所者介護サービス費の見直しで、資産要件の引き下げや給付額の引き下げを行った影響で、件数が190件減の954件、給付費が6247万5676円減の2億6117万2258円となっている。

これについては、4月の段階で制度改正の影響を受ける対象となる可能性がある方や前年度の対象者には個別に案内した上で、8月に制度改正を行っており、相談が急増したという認識はなく、介護サービスを控えるといった声も聞き及んでいない。

問 介護予防・生活支援サービス支援事業において、請求資料によると、基準緩和型サービスの担い手である生活支援サポーターの養成研修の修了者数が31名で、就業者は1名となっている。これまでの修了者4名が訪問サービス事業所に従事していることもあわせて記載されているが、定着しない要因について市の認識を伺いたい。

答 生活支援サポーターが増えない要因としては、基準緩和型サービスの利用が進んでおらず、事業所にとってもこのサービスに参入する魅力に欠けていることで、就労につながっていないと考えている。第8期の計画でも基準緩和型サービスの拡充を掲げていることから、今後、対象者を明確にしてサービスの利用促進を図り、基準緩和型サービスの拡充を図っていきたい。

問 包括的支援事業において、市内7カ所の地域包括支援センター運營業務委託料として、1億6362万1916円が支出されている点に関して、機能強化分としての追加配置の状況を伺いたい。

答 令和3年度においては、7カ所の地域包括支援センターの機能強化を図ることを目的として、各センターに1名ずつの増員配置するため委託料の増額を行ったが、2カ所で人材確保ができず、配置できなかった状況である。各センターでは人員の定着に課題があり、

長期的に欠員となっているセンターもあるため、市としても広報誌に求人情報を掲載するなど可能な限りの協力を行っているが、配置には至っていないところである。

問 在宅医療・介護連携推進事業において、市医師会へ在宅医療・介護連携支援センター運営事業委託料として683万3000円が支出されている点について、相談件数の実績のほか、在宅医療と介護の連携がスムーズにできているのか、市の評価を伺いたい。

答 令和3年度の相談件数は延べ102件であり、主なものとして、医療機関受診に関する相談が26件、在宅での療養に関する相談が20件となっている。

答 在宅医療・介護連携支援センターの主要な機能は相談支援機能ではあるが、それ以外に、勉強会の開催や在宅医療・介護連携ツールである「つながりノート」に関する連絡会の事務局として開催するなど、連携しながら事業を推進しているところである。

問 生活支援体制整備事業において、福祉と医療の総合情報サイト「かわにしサポートナビ」のシステム導入・改修委託料として319万円、OA機器等使用料で17万500円が支出されている点について、利用者の反響や成果・課題等について伺いたい。

答 「かわにしサポートナビ」は、医療機関、介護保険サービス事業所、サロンや居場所など地域にある社会資源約1500件の情報を登録し、3月下旬にサイトを開設したところである。開設以降、月平均7000回を超える閲覧があり、同じシステムを導入している同規模の自治体と比較しても、多くの方が利用されているものと認識している。今後、情報を随時更新することで、より多くの方に活用していただけるよう取り組んでいきたい。

問 認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援チームによるケース会議や支援にかかる報償費などで40万9000円、「認知症チェックシート」を特定健康診査受診券に同封するための封入・封緘業務委託料として2万6000円が支出されている点を捉え、成果報告書によると、支援チームの支援ケース数が1件にとどまっており、その要因分析のほか、チェックシートを2万3653件送付していると記載されていることから、このチェックシートがどのように活用されているのか伺いたい。

答 認知症初期集中支援チームについては、市内の医療機関等に勤務しているリハビリテーション専門職などが対象者を訪問する体制となっており、本来業務との兼ね合いにより機動的な活動ができないことや、特に近年ではコロナ禍の影響により外部との接触を控える必要があったため、件数が伸びていないものと考えている。

また、認知症チェックシートは、利用していただくことにより認知症の可能性が判定できるもので、利用者の追跡調査まではしていないが、認知症の疑いがあれば相談先として地域包括支援センターを案内している。

問 任意事業の介護給付適正化事業について、成果報告書に同事業の効果額として過誤申立の件数が3590件、金額が1577万8979円との記載があるが、3年度において実地指導を行った事業所数や実施内容について伺いたい。また、同事業は過誤を発生させない仕組みづくりが必要であると考えことから、市としての取り組み方針を伺いたい。

答 実施指導については、県と合同で実施する場合、県が事業所の指定基準や運営基準に合致し適切な運営が行われているかを確認するほか、市では、給付サービスの加算・減算などが適切に行われているかといった、主に報酬の部分を確認している。

3年度では、県と合同による8事業所とともに、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所3事業所の計11事業所の実地指導を行っており、介護報酬等の請求誤りがあれば事業者が自主的に訂正の手続を保険者である市に対して申し立てることになっている。また、介護保険については法令改正が頻繁に行われていることから、電話やメールで随時相談を受けているとともに、実地指導で指摘が多い事項については事業所を集めて行う集団指導により周知するなど、誤りを未然に防止することを念頭に置いて取り組んでいる。

問 行方不明高齢者家族支援サービス事業において、業務委託料等で行方不明高齢者SOSネットワークメールシステム運用のための経費99万円が支出されている点を捉え、成果報告書によると、令和3年度におけるSOSメール配信の件数が1件と、元年度38件、2年度26件に比べて激減している要因を伺いたい。

答 メール配信件数が激減した要因は、配信元である川西警察署によると、メール配信の前段階で地域住民からの通報や警察捜査により行方不明者が発見されるケースが多かったと聞き及んでおり、徘徊者が減少したわけではなく地域における見守りが充実したものである。

#### 特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（賛成多数）

4. 認定第8号 令和3年度川西市用地先行取得事業特別会計決算認定について

令和3年度決算の概要

歳入決算額	6億5051万3085円
歳出決算額	6億5051万3085円
歳入歳出差引残額	0円
実質収支額	0円

質疑の概要

(1) 歳入

質疑なし

(2) 歳出

問 道路用地先行取得事業では、豊川橋山手線新設改良事業及び見野線新設改良事業に伴う土地購入費・物件移転補償費として4117万3013円が支出されているが、これらの事業に係る令和3年度決算時点の用地取得の進捗率や、今後の見通しについて伺いたい。

答 用地取得について、豊川橋山手線は3年度決算時点で進捗率100%、見野線は用地買収の契約件数ベースで17.6%となっている。

答 見野線については、6年度末までの街路事業として認可をとっており、5年度からの工事着手に向け、3年度、4年度で引き続き用地買収を進めているところである。これまでは豊川橋山手線と同時進行で進めていたが、当該事業の完了を受け、今後は見野線新設改良事業に注力し、6年度末の事業完了に向け進捗を図る予定である。

問 請求資料によると、土地開発公社の年度末保有額が21億9000万円と示され、成果報告書では、事業化などの困難な土地が残っており、機会を捉えて買い戻しを行っていくことが記されているが、今後における保有地の事業化見通しについて伺いたい。

答 土地開発公社の年度末保有地の面積は約9万平方メートルであり、一庫向山や平野3丁目、川西猪名川線の代替用地が年度末保有額の約95%を占めている。当面、保有地の処分の予定はないものの、公社の経営健全化を図るため、債務の抑制や財政負担の軽減につながる市の計画的な保有地の買い戻しについて協議していきたい。

特記事項

請求資料あり（1. 土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについて ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

5. 認定第9号 令和3年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計決算認定について

令和3年度決算の概要

歳入決算額	12億5013万9396円
歳出決算額	12億5013万9396円
歳入歳出差引残額	0円
実質収支額	0円

質疑の概要

(1) 歳入

質疑なし

(2) 歳出

問 一般管理事業において、換地処分に係る分納清算金を徴収するための事務費4万9795円が支出されている点に関して、本特別会計が廃止され、一般会計に移管後も当該事務は継続され、令和7年度での完納を目指すとのことだが、清算金の収入未済額や件数に加え、4年度以降の取り扱い方針についても伺いたい。

答 清算金の分納者は3名で、収入未済額の合計は268万8854円である。

答 今後の本事業における歳入歳出にかかわる経理面に関しては、一般会計に移管し、その中で行われることとなる。

問 市債管理事業では、11億1651万5255円の市債を償還し、令和3年度末の市債残高は69億9669万4000円となっていることから、償還完了の見通しを伺いたい。また、4年度以降の一般会計上の取り扱いについても伺いたい。

答 市債の償還完了は27年度の予定であり、一般会計に移管後は、普通債として土地区画整理事業関連の地方債が計上されることになると考えている。

特記事項

請求資料あり（1. キセラ川西PFI事業におけるせせらぎ公園管理運営委託の内容、金額の詳細について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）